

業 種	積算基準（参考資料）
-----	------------

(H29.9)

改 正	現 行	備 考
<p>第2編 測量業務</p> <p>第1章 測量業務積算基準（参考資料）</p> <p>第1節 測量業務積算基準</p> <p>1-1 成果検定</p> <p>1-1-1 成果検定の対象</p> <p>(1) 基本測量（全ての測定の基礎となる測量で、国土地理院が行うものをいう） 基本測量は全ての測定の基礎となるものであり、高精度を要し、かつ利用度の高いものであるため、原則として全ての基本測量を成果検定の対象とする。</p> <p>(2) 公共測量（地方整備局等が行う測量） 公共測量作業規程で、精度を要すると規定されている測量、後続の測定の基準となる測量（基盤地図情報に該当する測量成果等）及び成果の重要性を勘案して地図作成（修正・写真地図を含む。）、空中写真測量、航空レーザ測量、一定距離以上の縦断測量を成果検定対象の基準とする。</p> <p>1) 基準点測量関係</p> <p>① 1級基準点測量 全てを検定の対象とする。</p> <p>② 2級基準点測量 全てを検定の対象とする。</p> <p>③ 3級基準点測量 下記3項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・4級基準点測量の基準となる場合 ・レベル500地図作成のための標定点測量の基準となる場合</p> <p>④ 4級基準点測量 下記2項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・レベル500～1000の地図作成のための標定点測量の基準となる場合</p> <p>2) 水準測量関係</p> <p>① 1級水準測量 全てを検定の対象とする。</p> <p>② 2級水準測量 全てを検定の対象とする。</p> <p>③ 3級及び4級水準測量 下記2項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・図化のための簡易水準測量の基準を与える幹線測量となる場合</p> <p>3) 空中写真測量関係 撮影面積にかかわらず検定の対象とし、撮影後速やかに検定を受けるものとする。</p> <p>4) 数値地形図データ作成関係 現地測量・数値図化・数値地形図修正・航空レーザ測量で作成した数値地形図データファイルについては、面積・縮尺にかかわらず検定の対象とする。</p> <p>5) 応用測量関係 路線測量・河川測量において実施される縦断測量で3kmを超えるものを検定の対象とする。 なお、縦断測量（仮BM設置測量・水準基標測量を含む）は、主に水準測量により行われていることから、検定料金が示されていない場合は、該当する水準測量の検定料金を適用することが出来るものとする。また、路線測量・河川測量において基盤地図情報に該当する測量成果等は検定の対象とする。</p>	<p>第2編 測量業務</p> <p>第1章 測量業務積算基準（参考資料）</p> <p>第1節 測量業務積算基準</p> <p>1-1 成果検定</p> <p>1-1-1 成果検定の対象</p> <p>(1) 基本測量（全ての測定の基礎となる測量で、国土地理院が行うものをいう） 基本測量は全ての測定の基礎となるものであり、高精度を要し、かつ利用度の高いものであるため、原則として全ての基本測量を成果検定の対象とする。</p> <p>(2) 公共測量（地方整備局等が行う測量） 公共測量作業規程で、精度を要すると規定されている測量、後続の測定の基準となる測量（基盤地図情報に該当する測量成果等）及び成果の重要性を勘案して地図作成（修正・写真地図を含む。）、空中写真測量、航空レーザ測量、一定距離以上の縦断測量を成果検定対象の基準とする。</p> <p>1) 基準点測量関係</p> <p>① 1級基準点測量 全てを検定の対象とする。</p> <p>② 2級基準点測量 全てを検定の対象とする。</p> <p>③ 3級基準点測量 下記3項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・4級基準点測量の基準となる場合 ・レベル500地図作成のための標定点測量の基準となる場合</p> <p>④ 4級基準点測量 下記2項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・レベル500～1000の地図作成のための標定点測量の基準となる場合</p> <p>2) 水準測量関係</p> <p>① 1級水準測量 全てを検定の対象とする。</p> <p>② 2級水準測量 全てを検定の対象とする。</p> <p>③ 3級及び4級水準測量 下記2項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ・永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合 ・図化のための簡易水準測量の基準を与える幹線測量となる場合</p> <p>3) 空中写真測量関係 撮影面積にかかわらず検定の対象とし、撮影後速やかに検定を受けるものとする。</p> <p>4) 数値地形図データ作成関係 現地測量・数値図化・数値地形図修正・航空レーザ測量で作成した数値地形図データファイルについては、面積・縮尺にかかわらず検定の対象とする。</p> <p>5) 応用測量関係 路線測量・河川測量において実施される縦断測量で3kmを超えるものを検定の対象とする。 なお、縦断測量（仮BM設置測量・水準基標測量を含む）は、主に水準測量により行われていることから、検定料金が示されていない場合は、該当する水準測量の検定料金を適用することが出来るものとする。また、路線測量・河川測量において基盤地図情報に該当する測量成果等は検定の対象とする。</p>	

業 種	積算基準（参考資料）
-----	------------

<p>1-1-2 成果検定機関との成果の受渡し 成果検定機関との成果の受渡しは、郵送等により行うことを標準とし、成果検定に要する旅費交通費は計上しないものとする。</p> <p>1-1-3 成果検定料金 成果検定料金は、物価資料を参考にして計上する。なお、地図作成等において、検定料金が地域条件等により区分されているものについては、その区分条件に応じた料金を使用する。</p>
--

<p>1-1-2 成果検定機関との成果の受渡し 成果検定機関との成果の受渡しは、郵送等により行うことを標準とし、成果検定に要する旅費交通費は計上しないものとする。</p> <p>1-1-3 成果検定料金 成果検定料金は、物価資料等を参考にして計上する。なお、地図作成等において、検定料金が地域条件等により区分されているものについては、その区分条件に応じた料金を使用する。</p>	
---	--